

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊高知駐屯地
第348会計隊高知派遣隊長 吉野 雄一郎

次のとおり一般競争入札を行います。入札心得等関係事項を承知の上参加して下さい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：(使用済) 小型ドーザ
- (2) 数 量：2両
- (3) 規 格 等：別紙のとおり
- (4) 引取場所：陸上自衛隊高知駐屯地
- (5) 引取期限：令和2年5月22日(金)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3(平成31・32・33年度)、競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」C等級以上の資格を有し、**競争参加地域が四国地域の競争参加資格を有する者であること。**
- (4) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律87号)第42条に基づく引取業者として、事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (7) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (8) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。(協力者を含む。)
- (9) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項等を示す場所

入札資料等は、下記に示す期間、第348会計隊高知派遣隊 契約班窓口において配布又はFAXする。
令和2年4月10日(金)～令和2年4月23日(木) (土曜日曜祝日を除く0900～1600)

4 入札説明会及び競争入札執行の場所及び日時

(1) 現場説明会

下記に示す期間内において、第14項(10)の担当者(吉野)へ調整のうえ実施する。

令和2年4月10日(金)～令和2年4月23日(木) (土曜日曜祝日を除く0900～1600)

なお、現場説明会に参加出来ない方は、ご本人の責任において現場説明会時の質問・回答事項を確認の上、入札を実施して頂くようお願い致します。未確認の方が入札を行う場合、じ後、当該事項に起因する苦情の申し立てを行わないことに同意の上、お願い致します。(現物未確認による紛争防止のため)

(2) 入 札

ア 場 所：陸上自衛隊高知駐屯地第348会計隊高知派遣隊入札室

イ 日 時：令和2年4月24日(金) 14時00分から

5 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免 除
- (2) 契約保証金：免 除
- (3) 違 約 金：落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上、落札者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もった金額の110分の100を記載すること。(税抜)

7 入札条件

- (1) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (2) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (3) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。
また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (4) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合、当該入札者が提出した入札

9 契約書の作成

落札決定後遅滞なく、契約書を作成する。
契約書の記載要領の細部については、落札決定後落札者に説明する。

10 落札の決定方式

総 額

総額が予定価格以上で最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

11 売払代金の納付期限

令和2年5月22日（金）
※ 物品引渡しのとしまでに納付しなければならない。

12 所有権移転の時期

当該物件の引渡し完了したとき

13 物件の引渡し完了の時期

代金を納付した日から原則として5日以内（ただし、令和2年5月22日（金）までに搬出すること）

14 その他

- (1) 郵便による入札については、**令和2年4月24日（金）12時00分必着分までを有効**とします。
なお、事前に郵便入札の申し出を第348会計隊高知派遣隊まで行うとともに便着の確認を必ずお願いします。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡します。
- (2) 電報・電話等による入札は認めません。
- (3) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとします。
- (4) 入札に参加する者は、令和2年4月24日（金）12時00分までに「資格決定通知書」及び「引取業登録通知書」を提出すること。（FAX可）
- (5) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出してください。
- (6) **市価調査等依頼**の場合はご協力をお願いします。
- (7) 当該品を**輸出する場合には、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要**となる。
- (8) 入札心得等関係事項を承知の上参加をして下さい
- (9) 入札及び契約に関する詳細は、陸上自衛隊高知駐屯地 第348会計隊高知派遣隊契約班窓口にて閲覧してください。
- (10) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒781-5451 高知県香南市香我美町上分3390
(売払車両の入札・契約に関する事項)
陸上自衛隊高知駐屯地 第348会計隊高知派遣隊 担当：吉野（よしの）
0887-56-3471 内線(345) FAX：0887-56-3471（直通）
(売払車両に関する事項)
第50普通科連隊 補給小隊 担当：小椋（おぐら） 0887-56-3471 内線(247)

本公告は、陸上自衛隊高知駐屯地 第348会計隊高知派遣隊
自衛隊高知地方協力本部
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。
高知県中小企業団体中央会ホームページ <https://www.kbiz.or.jp/>に掲示している。